

(証券コード 8088)

平成26年6月9日

株 主 各 位

大阪市中央区本町3丁目6番4号

岩谷産業株式会社

代表取締役会長
兼 C E O

牧野明次

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成26年6月26日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区梅田1丁目8番8号
ヒルトン大阪5階 「桜の間」（末尾ご案内図ご参照）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第71期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第71期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役16名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件
以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.iwatani.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承願います。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、利益配分につきましては継続的かつ安定的な配当の維持を基本方針としておりますが、今後の業績や経営環境を慎重に考慮しながら適正な利益還元を行うこととしております。

このような方針のもと当期の期末配当につきましては、業績の状況等を踏まえて検討した結果、前期に引き続き1株につき7円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき金7円 総額1,724,701,979円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成26年6月30日

第2号議案 取締役16名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役16名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	まきのあきし 牧野明次 (昭和16年9月14日生)	昭和40年3月 当社入社 昭和63年6月 取締役に就任 平成2年6月 常務取締役に就任 平成6年6月 専務取締役に就任 平成8年4月 岩谷瓦斯㈱ 代表取締役社長に就任 平成8年6月 当社取締役に退任 平成10年6月 当社取締役副社長に就任 平成12年4月 代表取締役社長に就任 平成16年6月 執行役員に就任(現任) 平成24年6月 代表取締役会長兼CEOに就任(現任) (重要な兼職の状況) セントラル石油瓦斯㈱ 代表取締役会長 岩谷瓦斯㈱ 取締役会長 キンセイマテック㈱ 取締役	232, 927株
2	わたなべとしお 渡邊敏夫 (昭和20年9月4日生)	昭和43年3月 当社入社 平成8年4月 関連事業部長、総務人事部長 平成8年6月 取締役に就任 平成12年4月 常務取締役に就任 平成13年4月 専務取締役に就任 平成15年4月 取締役副社長に就任 平成16年6月 執行役員に就任(現任) 平成18年6月 代表取締役副社長に就任 平成24年6月 代表取締役副会長に就任(現任) (重要な兼職の状況) セントラル石油瓦斯㈱ 監査役 キンセイマテック㈱ 監査役	128, 350株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	野村 雅男 (昭和24年8月2日生)	昭和47年3月 当社入社 平成16年6月 執行役員に就任(現任) 平成19年4月 内部統制推進プロジェクト担当、 経営企画部(法務)担当 平成19年6月 取締役役に就任 平成21年4月 常務取締役役に就任 平成22年4月 専務取締役役に就任 平成24年6月 代表取締役社長に就任(現任)	60,185株
4	南本 一彦 (昭和21年5月22日生)	昭和44年3月 当社入社 平成13年4月 査業室長、経営企画部長、関連事業部長 平成14年6月 取締役役に就任 平成16年6月 常務取締役役に就任 平成16年6月 執行役員に就任(現任) 平成18年4月 専務取締役役に就任 平成21年4月 取締役副社長に就任(現任) 平成22年4月 管理部門管掌(現任) (重要な兼職の状況) 岩谷興産(株) 代表取締役社長	97,935株
5	上羽 尚登 (昭和27年2月28日生)	昭和50年3月 当社入社 平成16年4月 産業ガス・溶材本部 副本部長、 エネルギー中部支社長、中部支社長 平成16年6月 取締役役に就任 平成16年6月 執行役員に就任(現任) 平成18年4月 常務取締役に就任 平成21年4月 専務取締役に就任 平成25年4月 取締役副社長に就任(現任) 営業部門管掌(現任) (重要な兼職の状況) イワタニガスネットワーク(株) 代表取締役社長 IWATANI (CHINA) LIMITED 董事 (岩谷(中国)有限公司) 取締役	71,081株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	たにもとみつひろ 谷本光博 (昭和26年9月11日生)	昭和49年3月 当社入社 平成21年6月 執行役員に就任(現任) 総合エネルギー本部 副本部長、マルキガス部長、調達部長 平成22年6月 取締役役に就任 平成23年4月 常務取締役役に就任 平成24年4月 専務取締役役に就任(現任) 平成25年4月 総合エネルギー事業本部長、水素エネルギー部担当(現任) (重要な兼職の状況) 岩谷マルキガス㈱ 代表取締役社長 セントラル石油瓦斯㈱ 監査役	28,580株
7	まきせまさみ 牧瀬雅美 (昭和24年4月1日生)	昭和42年3月 当社入社 平成17年6月 執行役員に就任(現任) 平成20年4月 産業ガス・溶材本部 副本部長 平成20年6月 取締役役に就任 平成23年4月 常務取締役役に就任 平成25年4月 専務取締役役に就任(現任) 産業ガス・機械事業本部長、水素エネルギー部担当(現任) (重要な兼職の状況) エーテック㈱ 代表取締役社長	39,748株
8	ひろたひろずみ 廣田博清 (昭和33年1月15日生)	昭和55年3月 当社入社 平成18年4月 社長室長 平成19年6月 執行役員に就任(現任) 平成21年6月 取締役役に就任 平成23年4月 常務取締役役に就任 平成25年4月 専務取締役役に就任(現任) 業務部、広報部、総務人事部、法務部 各担当(現任)	35,487株
9	わたなべまさのり 渡邊雅則 (昭和26年12月4日生)	昭和50年3月 当社入社 平成18年6月 執行役員に就任 平成22年4月 常務執行役員に就任 平成23年4月 総合エネルギー本部 副本部長 平成23年6月 取締役役に就任 平成23年6月 執行役員に就任(現任) 平成24年4月 常務取締役役に就任(現任) 平成26年4月 総合エネルギー事業本部 副事業本部長(現任)	26,776株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
10	みや しろ まさ あき 宮代正明 (昭和28年3月20日生)	昭和50年3月 当社入社 平成21年6月 執行役員に就任 平成22年4月 常務執行役員に就任 マテリアル本部長 平成23年6月 取締役役に就任 平成23年6月 執行役員に就任(現任) 平成24年4月 常務取締役役に就任(現任) マテリアル本部長、資源・新事業開発部長(現任) (重要な兼職の状況) DORAL PTY LTD. CHAIRMAN (ドラル会社 代表取締役会長)	35,402株
11	おん じ ひろ ゆき 生地寛行 (昭和26年4月2日生)	昭和50年3月 当社入社 平成22年6月 執行役員に就任(現任) 平成23年4月 産業ガス・溶材本部 副本部長 平成23年6月 取締役役に就任 平成25年4月 常務取締役役に就任(現任) 産業ガス・機械事業本部 副事業本部長(現任)	29,184株
12	ふな き たかし 舟木隆 (昭和28年7月7日生)	昭和53年4月 通商産業省(現経済産業省)入省 平成24年7月 当社顧問 平成25年4月 総合エネルギー事業本部 副事業本部長、 調達本部長、技術部、中央研究所、水素エ ネルギー部、環境保安部 各担当(現任) 平成25年6月 取締役役に就任 平成25年6月 常務取締役役に就任(現任) 平成25年6月 執行役員に就任(現任)	10,462株
13	ま じま ひろし 間島寛 (昭和33年7月3日生)	昭和56年4月 当社入社 平成22年6月 執行役員に就任 平成23年4月 常務執行役員に就任 平成24年4月 電子・機械本部長 平成24年6月 取締役役に就任 平成24年6月 執行役員に就任(現任) 平成26年4月 常務取締役役に就任(現任) 経営企画部長、市場・経済調査部長(現任)	21,837株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
14	いわ たに なお き 岩 谷 直 樹 (昭和41年12月25日生)	平成2年4月 当社入社 平成21年6月 執行役員に就任(現任) 平成23年4月 総合エネルギー本部 副本部長(東部担当) 平成23年6月 取締役に就任(現任) 平成26年4月 総合エネルギー事業本部 副事業本部長、 カートリッジガス本部長(現任)	62,530株
15	おお た あきら 太 田 晃 (昭和33年2月20日生)	昭和56年4月 当社入社 平成22年6月 執行役員に就任(現任) 平成23年4月 社長室長、総務人事部長 平成23年6月 取締役に就任(現任) 平成25年4月 総務人事部長(現任)	28,969株
16	たけ もと かつ や 竹 本 克 哉 (昭和33年2月28日生)	昭和56年4月 当社入社 平成22年4月 中部支社長 平成22年6月 執行役員に就任 平成23年4月 常務執行役員に就任 平成24年6月 取締役に就任(現任) 平成24年6月 執行役員に就任(現任) 平成25年4月 産業ガス・機械事業本部 副事業本部長(現任) (重要な兼職の状況) エーテック株 取締役	30,270株

- (注) 1. 取締役候補者牧野明次氏は、セントラル石油瓦斯株式会社の代表取締役会長であり、当社は同社との間に液化石油ガス等の取引関係があります。
2. 取締役候補者牧瀬雅美氏は、エーテック株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社との間に低温機器等の取引関係があります。
3. その他の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 種池寛氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
ふくざわ よしあき 福澤 芳秋 (昭和24年8月25日生)	昭和48年3月 当社入社 平成16年4月 総合エネルギー事業統括室長 平成16年6月 執行役員に就任（現任） 平成18年6月 取締役就任 平成20年4月 常務取締役就任 平成22年4月 専務取締役就任（現任） 平成26年4月 社長補佐（現任）	44,854株

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件
当社は、平成26年5月28日開催の取締役会において、以下の内容による当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）について、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ることを条件に、継続することを決議いたしました。
つきましては、当社定款第41条第1項の規定に基づき、買収防衛策の継続について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

主な改定内容は以下のとおりであります。

- (1) 中期経営計画「PLAN15」の策定にあわせ、「1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」及び「2. 基本方針の実現に資する取り組みについて」を改定
- (2) 現状に即した見直し（有効期限の更新等）

本プランの内容は、以下のとおりであります。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の向上・株主共同の利益の実現に資する者が望ましいと考えますが、最終的には株主の皆様判断に委ねられるべきと考えます。

一方、当社は、創業以来「世の中に必要な人間となれ、世の中に必要なものこそ栄える」を企業理念として掲げております。主力事業であるLPガス事業はその象徴であり、炭・薪・練炭による煮炊きからLPガスへと家庭の燃料革命を進め、主婦の台所労働を軽減いたしました。現在では、全国のご家庭へ当社のLPガス「Marui Gas」をお届けし、お客様のライフラインをお預かりしている者として、安定供給と安全を第一に事業を推進しています。また、究極のクリーンエネルギーである水素については、日本のリーディングカンパニーとして、水素社会の実現に向けた取り組みを、今後もなお一層強化いたします。このように、「世の中に必要なもの」に価値の基準を置き、お客様や株主の皆様を含め、社会に必要な存在であり続けることで、企業価値の向上・株主共同の利益の実現に努めております。

また、当社は金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値の向上については株主共同の利益の実現に資するものである限り、否定的な見解を有するものではありません。

ただし、株式等の大規模買付提案の中には、会社の経営を一時的に支配して事業経営上必要な経営資源を移譲させることを目的とする提案や、当社グループの企業価値を十分に反映しているとは言えない提案、あるいは株主の皆様が最終的な判断をされるために必要な時間や情報が十分に提供されない提案など、当社グループの企業価値の向上・株主共同の利益の実現の観点から逸脱した提案もあり得と考えます。

当社取締役会は、上記の例を含め、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なう又は損なう恐れの高い株式等の大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。このため、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、不適切な株式等の大規模買付提案に対する一定の備えを設けるとともに、株式等の大規模買付提案について株主の皆様が判断をされるために必要な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取り組みについて

当社は、基本方針の実現に資する取り組みとして、グループを挙げて中期経営計画「PLAN15」に取り組み、経営目標である「持続的な収益力の向上」と「財務体質の強化」の推進を通じて、企業価値の向上に努めております。

具体的には、これまでに培ってきた事業基盤をさらに強化することで継続的な利益の拡大及びROA（総資産経常利益率）の向上を図るとともに、投資の吟味と投資効率の改善による有利子負債の削減及び有利子負債依存度の改善を目指しております。

また、中期経営ビジョンとして、以下の4つのビジョンを掲げております。

①収益構造の着実な強化

当社グループの飛躍に向けて、基幹事業の収益構造を強化します。具体的には、LPガス事業における全国規模の事業展開による顧客基盤や、産業ガス・機械事業における液化水素・ヘリウムの供給力など、各事業の強みをより強くするとともに、事業構造を見直し、事業環境の変化に対応した強固な収益基盤を構築します。

②東南アジア市場での成長

成長著しい東南アジアの新興国市場において、当社グループのネットワークを活用し、産業ガス、機械設備、並びに樹脂・金属等の原材料及び加工品など、新たなビジネスを構築することで事業基盤を拡大します。

③技術力の強化

新設の中央研究所が中心となり、水素ステーション及び燃料電池車の普及拡大を支える技術的基盤のさらなる強化に取り組むことに加え、ガス利用技術の新規開発、顧客の技術的課題の解決等、当社グループの競争力向上に資する技術力を強化し、「技術のイワタニ」としての当社グループの存在感を高めます。

④グループ経営の強化

世の中に必要とされる企業としてさらに成長するため、CSR経営を推進するとともに、グローバルな事業展開への対応や、効果的な連結経営の追求などにより、グループの成長を支える機能・体制を充実させます。

長期的には、水素エネルギー社会の実現に向けて、水素を中心とするクリーンエネルギーの供給や、エネルギーの効率的な利用促進により環境負荷を抑え、持続的な社会の発展に貢献したいと考えております。

また、当社の利益配分に関する基本方針につきましては、安定的な配当により株主の皆様へ還元すると同時に、持続的な成長に繋げるための投資等に活用し、企業価値の最大化を図ることで株主の皆様のご期待に答えて参ります。

当社はこれらの取り組みを着実に実行し、「世の中に必要とされる企業」であり続けることにより、当社グループの企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の実現に資することができるものと考えております。

3. 本プラン継続の目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の3氏が就任を予定しております。

また、平成26年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の株式保有状況」とおりです。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為にかかる提案を受けておりません。

4. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み）

(1) 本プランにかかる手続き

①対象となる大規模買付等

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株式等⁴について、公開買付け⁵にかかる株式等の株式等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

②「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読替えられるものとします。
- 2 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
- 3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合を意味します。以下同じとします。
- 4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下(ii)において同じとします。
- 5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
- 6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合を意味します。以下同じとします。
- 7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

- (i) 買付者等の概要
 - (イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
 - (ロ) 代表者の役職及び氏名
 - (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
 - (ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要
 - (ホ) 国内連絡先
 - (ヘ) 設立準備法
- (ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況
- (iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等⁸その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社取締役会は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日⁹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提供していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、適宜回答期限（本必要情報が提供されてから60日間を上限とします。）を定めた上で、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、回答期限に到達したときは、その時点で直ちに下記④の取締役会評価期間を開始するものといたしますが、「情報リスト」は、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものかを株主の皆様及び当社取締役会が判断する重要な書類となりますので、不合理な理由により十分な情報が提供されなかった場合、本プランに定める手続きを遵守しなかったものと判断する場合があります。

8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

9 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社にかかる利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

¹⁰ 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

当社取締役会は、買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供し、独立委員会は、提供された内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、取締役会を通して、買付者等に対して、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、若しくは本必要情報が提供されてから60日間が経過した場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

- (i)対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には60日間
- (ii)その他の大規模買付等の場合には90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様を開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様を開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

⑤対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・

向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示します。

(i) 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守しなかった場合、又は買付者等による大規模買付等が専ら買付者等の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。なお、別紙4に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものとします。

(ii) 独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

(i)に定める場合を除き、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑦ 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、又は勧告の有無若しくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧大規模買付等の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。たとえば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した後に、買付者等が大規模買付等を中止し当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日にかかる権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会から平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）をすべて充足し、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記3. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得た上で継続するものです。また、上記4. (3)に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの継続に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4. (1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4. (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

6. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式にかかる法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の4. (1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記載された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約

権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式にかかる法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等におきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記4.(1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。たとえば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主及び投資者の皆様の有する当社株式にかかる法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置である新株予約権の無償割当てが行われる場合には、当社株主の皆様は、引受けの申込みを要することなく当該新株予約権の割当てを受け、また、当社が当該新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役、(2)当社社外監査役又は(3)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役会長又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1)本プランにかかる対抗措置の発動の是非
 - (2)本プランにかかる対抗措置の中止又は発動の停止
 - (3)本プランの廃止及び変更
 - (4)その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員候補者の略歴（五十音順）

佐野 正幸（さの まさゆき）

昭和44年 4月 富山地方裁判所判事補
昭和54年 4月 神戸地方裁判所判事
平成 2年 4月 大阪高等裁判所判事
平成 4年 5月 弁護士登録
平成 8年 4月 近畿弁護士会連合会理事
平成 9年 4月 大阪府建設工事紛争審査会特別委員
平成18年 4月 大阪弁護士会弁護士倫理委員会委員（現任）
平成20年 4月 大阪府障害者福祉事業団の苦情解決体制第三者委員（現任）

※同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

篠原 祥哲（しのはら よしのり）

昭和38年 2月 公認会計士開業登録
昭和44年 7月 監査法人大和会計事務所（合併により朝日監査法人）代表社員
平成11年 5月 朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）副理事長
平成13年 6月 同 代表社員相談役
平成14年11月 特定非営利活動法人おおさか大学起業支援機構 代表理事（現任）
平成23年 6月 株式会社T S I ホールディングス 社外取締役（現任）
平成24年 4月 積水ハウス株式会社 社外監査役（現任）

※同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

鶴田 六郎（つるた ろくろう）

昭和45年 4月 東京地方検察庁検事
平成14年 8月 最高検察庁公安部長
平成16年 6月 東京地方検察庁検事正
平成17年 4月 名古屋高等検察庁検事長
平成18年 7月 弁護士登録
平成18年10月 千葉大学法科大学院教授
平成21年 4月 駿河台大学法科大学院教授

平成25年4月 公益財団法人矯正協会監事（現任）
平成25年4月 一般財団法人日本刑事政策研究会常任理事（現任）

※同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

当社の大株主の株式保有状況

平成26年3月31日現在の当社の大株主（上位10名）の状況は以下のとおりです。

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数（千株）	出資比率（%）
公益財団法人岩谷直治記念財団	千株 20,663	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,756	3.88
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウト	7,396	2.94
有 限 会 社 テ ツ ・ イ ワ タ ニ	6,870	2.73
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	6,680	2.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,120	2.43
株 式 会 社 り そ な 銀 行	5,888	2.34
イ ワ タ ニ 炎 友 会	5,235	2.08
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	5,052	2.01
岩 谷 産 業 泉 友 会	4,229	1.68
計	77,892	30.99

(注)出資比率は、自己株式を含む発行済株式の総数に対する割合です。小数第3位を四捨五入して表示しております。

以 上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買取（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. その他、1. から 5. までの準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者¹¹、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者¹²、(4) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5) これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6) これら(1)から(5)までに該当する者の関連者¹³（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

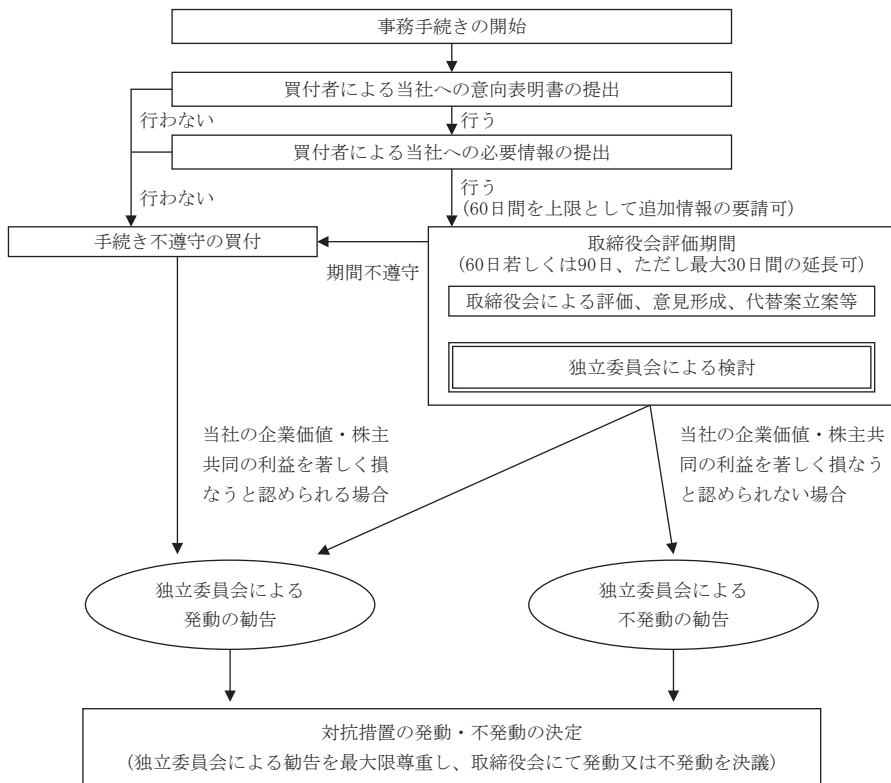
11 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等にかかる株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しない当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

12 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下、本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下、本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）にかかる株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しない当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

(ご参考)

買収防衛策の手続きに関するフロー図



※このスキーム図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照ください。

以上

MEMO

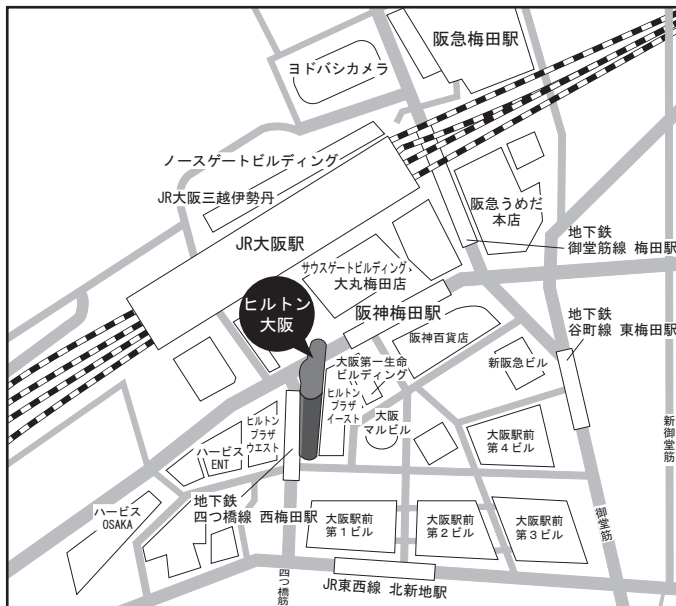
MEMO

株主総会会場のご案内図

会 場：大阪市北区梅田1丁目8番8号

ヒルトン大阪5階「桜の間」

電 話：(06)6347-7111(代表)



○JR「大阪駅」より徒歩2分

○阪神電車「梅田駅」より徒歩1分、阪急電車「梅田駅」より徒歩7分

○地下鉄四つ橋線「西梅田駅」より徒歩1分、御堂筋線「梅田駅」より徒歩5分

※なお、当社として専用の駐車場をご用意いたしておりませんので、ご了承願います。

(第71回定時株主総会招集ご通知添付書類)

第71期 報 告 書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本
会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本
監 査 役 会 の 監 査 報 告 書 謄 本

岩谷産業株式会社

事業報告

平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、世界経済の不透明感などから輸出の回復に弱さが見られるものの、政府の財政政策や金融緩和の効果によって個人消費や企業の生産活動、設備投資が持ち直し、年明け以降は消費税率引上げに伴う駆け込み需要も見られるなど、緩やかな回復基調で推移しました。

このような状況のもと、当社グループは、中期経営計画「PLAN15」に基づき、「持続的な収益力の向上」と「財務体質の強化」に取り組みました。

水素社会の実現に向けては、燃料電池車の市場導入を見据えた水素ステーションの先行整備に取り組むとともに、利便性の高い水素ステーションの仕様確立や建設コストの低減に努めました。また、水素エネルギーフォーラムの開催などを通じて、水素がエネルギーとして広く一般に利用される社会の実現に向けた活動に取り組みました。

総合エネルギー事業は、引き続きLPガス消費者戸数の拡大や事業コストの削減に取り組みました。また、災害時の安定供給を目的としたLPガス配送拠点の整備を全国で進めるとともに、非常用LPガス発電機の販売等を通じて、災害に強いLPガスの特長を活かした事業展開を図りました。エネルギー生活総合サービス事業への取り組みについては、「富士の湧水」や「カセットこんろ」をはじめとする商品の開発と拡販に努めました。

産業ガス・機械事業は、山口県において第3番目となる液化水素の製造工場を稼働させ、新規顧客の獲得と販売数量の拡大に取り組みました。また、7月よりカタール産ヘリウムの出荷を開始したことに加え、現地にヘリウムの物流や充填業務等を担う共同事業会社を設立するなど、国内外への安定供給に努めました。国内での電力料金の上昇に対しては、生産設備の効率的な運営を継続するなど影響の低減を図りました。

マテリアル事業は、高機能・高付加価値商材の開発と拡販を進めるとともに、資源ビジネスの採算性の回復に取り組むことなどにより、安定した収益基盤の構築に努めました。

自然産業事業は、食品の徹底した品質管理のもと、販路の拡大や独自技術による新商品の開発を推進するとともに、植物工場の新たな事業展開に向けて取り組みました。

この結果、当連結会計年度の業績は、

売上高	7,039億23百万円(前年度比	469億17百万円の増収)
営業利益	185億18百万円(前年度比	18億8百万円の増益)
経常利益	192億58百万円(前年度比	18億51百万円の増益)
当期純利益	104億66百万円(前年度比	24億39百万円の増益)

となりました。

セグメントの概況は次のとおりです。

[総合エネルギー事業]

総合エネルギー事業では、消費者の節約志向や高効率機器の普及に加え、気温が前年比で高く推移するなど厳しい事業環境となりました。LPガス輸入価格は12月まで上昇傾向で推移した後、期末にかけて下落しました。

このような環境のもと、主力の民生用LPガス事業では、家庭・業務用顧客の単位消費量の減少に加え、低採算の卸売取引の見直しによる影響等もあり販売数量が減少したものの、引き続き消費者戸数の拡大や事業コストの削減に取り組むことで収益力の強化を図りました。LPガス輸入価格の変動による影響については、前年度比で増益要因となりました。また、エネルギー関連機器については、防災・節電需要の高まりを受けて非常用LPガス発電機や太陽光発電等の販売が好調に推移しました。

この結果、当事業分野の売上高は3,867億18百万円(前年度比286億39百万円の増収)、営業利益は120億75百万円(前年度比10億48百万円の増益)となりました。

[産業ガス・機械事業]

産業ガス・機械事業では、酸素・窒素等の各種産業ガスは、電力料金の値上げによる製造コストの上昇が継続したものの、自動車やスマートフォン関連など国内製造業の稼働が回復傾向で推移したことに加え、中国・東南アジアでの需要増加もあり、販売が堅調となりました。特にヘリウムについては、需給逼迫が継続する中、新たにカタールからの供給を開始したことで販売が大きく伸長しました。水素は、新規顧客の獲得等により液化水素の販売数量が増加しました。

機械設備については、半導体業界向けの販売が減少したものの、水素関連設備の大型案件成約や機材関連の駆け込み需要などから販売が増加しました。

この結果、当事業分野の売上高は1,514億74百万円(前年度比63億82百万円の増収)、営業利益は47億53百万円(前年度比8億16百万円の増益)となりました。

[マテリアル事業]

マテリアル事業では、電子マテリアル部門は、スマートフォン用機能性フィルムの販売や中国での精密スリット加工事業が好調となりました。資源・新素材部門は、ジルコンの国内販売は厳しい状況が続いたものの、西豪州での鉱物原料事業の回復などから収益が改善しました。金属部門は、建築関連向けを中心にステンレス鋼の販売が伸長しました。機能樹脂部門は、P E T樹脂など樹脂原料の販売が好調であったものの、原料価格高騰の影響から樹脂製品の収益性が低下しました。

この結果、当事業分野の売上高は1,268億85百万円（前年度比88億43百万円の増収）、営業利益は26億83百万円（前年度比8億67百万円の増益）となりました。

[自然産業事業]

自然産業事業では、食品部門は生産国でのコスト上昇や為替の影響等により収益性が低下したものの、冷凍野菜や水産品の販売が伸長しました。農業・畜産部門は植物工場や畜産設備等の販売が好調となりました。

この結果、当事業分野の売上高は263億78百万円（前年度比27億5百万円の増収）、営業利益は5億73百万円（前年度比68百万円の増益）となりました。

[その他]

売上高は124億66百万円（前年度比3億45百万円の増収）、営業利益は10億27百万円（前年度比1億69百万円の減益）となりました。

事業セグメント別の売上高

(単位：百万円)

事業セグメント	当連結会計年度 (第71期)		前連結会計年度 (第70期)		前年度比	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	増減	増減率(%)
総合エネルギー事業	386,718	54.9	358,078	54.5	28,639	8.0
産業ガス・機械事業	151,474	21.5	145,092	22.1	6,382	4.4
マテリアル事業	126,885	18.0	118,041	18.0	8,843	7.5
自然産業事業	26,378	3.8	23,672	3.6	2,705	11.4
その他	12,466	1.8	12,121	1.8	345	2.9
合計	703,923	100.0	657,006	100.0	46,917	7.1

(注)当連結会計年度より「総合エネルギー事業」、「産業ガス・機械事業」、「マテリアル事業」、「自然産業事業」の事業区分に変更しております。そのため、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて、比較を行っております。

(2) 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度において、当社発行の第八回無担保社債50億円及び第九回無担保社債30億円の償還資金80億円に充当するため、第十回無担保社債30億円及び第十一回無担保社債50億円を発行いたしました。

なお、当社は、運転資金の効率的調達を行うため、取引銀行3行と総額100億円のコミットメントラインを設定しております。当事業年度末において当該設定に基づく実行残高はありません。

(3) 企業集団の設備投資の状況

当社グループの販売体制の強化、物流の整備、保安の確保等を目的とした投資で総額155億円を実施いたしました。

セグメント別には、総合エネルギー事業でLPガス基地の拡充及びLPガス供給設備等に43億円、産業ガス・機械事業で高圧ガス基地の拡充及び各種高圧ガス供給設備等に41億円、マテリアル事業で9億円、自然産業事業で3億円、その他で56億円であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第68期	第69期	第70期	第71期 (当連結会計年度)
	(H22. 4. 1 ~ H23. 3. 31)	(H23. 4. 1 ~ H24. 3. 31)	(H24. 4. 1 ~ H25. 3. 31)	(H25. 4. 1 ~ H26. 3. 31)
売 上 高	百万円 618,844	百万円 661,185	百万円 657,006	百万円 703,923
経 常 利 益	百万円 15,590	百万円 19,528	百万円 17,406	百万円 19,258
当 期 純 利 益	百万円 6,193	百万円 10,543	百万円 8,026	百万円 10,466
1株当たり当期純利益	円 銭 25.21	円 銭 43.24	円 銭 32.88	円 銭 42.53
総 資 産	百万円 373,940	百万円 386,127	百万円 386,302	百万円 416,219
純 資 産	百万円 71,249	百万円 79,551	百万円 90,903	百万円 105,058
1株当たり純資産	円 銭 257.80	円 銭 292.28	円 銭 337.74	円 銭 393.15

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第68期	第69期	第70期	第71期 (当事業年度)
	(H22. 4. 1 ~ H23. 3. 31)	(H23. 4. 1 ~ H24. 3. 31)	(H24. 4. 1 ~ H25. 3. 31)	(H25. 4. 1 ~ H26. 3. 31)
売 上 高	百万円 456,636	百万円 486,306	百万円 471,519	百万円 503,535
経 常 利 益	百万円 8,256	百万円 10,542	百万円 9,730	百万円 8,566
当 期 純 利 益	百万円 3,222	百万円 5,312	百万円 5,516	百万円 5,808
1株当たり当期純利益	円 銭 13.10	円 銭 21.76	円 銭 22.57	円 銭 23.57
総 資 産	百万円 266,457	百万円 270,294	百万円 272,066	百万円 287,685
純 資 産	百万円 53,602	百万円 56,397	百万円 63,736	百万円 69,744
1株当たり純資産	円 銭 217.93	円 銭 231.39	円 銭 258.64	円 銭 283.07

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
岩 谷 瓦 斯 株 式 会 社	百万円 1,619	% 100.00	高圧ガス及び低温容器等の製造・販売
イワタニガスネットワーク株式会社	354	100.00 (19.51)	I G N関東圏他 4 社の管理・総務・情報処理業務等の受託、持株会社
イワタニ近畿株式会社	208	100.00 (100.00)	液化石油ガス等の販売
イワタニ・ケンボロー株式会社	109	100.00	種豚、肉豚の生産・販売
岩 谷 興 産 株 式 会 社	170	100.00	金銭貸付・リース業
岩 谷 テ ク ノ 株 式 会 社	300	100.00	建築工事・内装設計施工業、建築材料・管工機材・住宅機器の販売
イワタニ東海株式会社	200	100.00 (100.00)	液化石油ガス等の販売
岩 谷 物 流 株 式 会 社	441	95.33 (47.21)	貨物の運送・倉庫・通関業
イワタニ北海道株式会社	100	100.00 (100.00)	液化石油ガス等の販売
岩谷マテリアル株式会社	300	100.00	合成樹脂原料の販売、合成樹脂製品の製造・販売、金属製品の販売
岩谷マルキガス株式会社	546	100.00	物流・保安業務の管理統括、情報処理サービス、持株会社
エ ー テ ッ ク 株 式 会 社	40	96.00 (6.15)	低温機器の製造・販売
キンセイマテック株式会社	379	52.78	セラミックス、グラスファイバー等工業用素材原料の製造・販売
セントラル石油瓦斯株式会社	463	66.01	液化石油ガス等の販売
DALIAN IWATANI GAS MACHINERY CO., LTD. (大連岩谷气体机具有限公司)	3,783	84.06	高圧ガスの製造・販売
DORAL PTY LTD. (ド ラ ー ル 会 社)	千オーストラリアドル 23,883	100.00	豪州における鉱物原料事業の持株会社
IWATANI (CHINA) LIMITED (岩谷(中国)有限公司)	千USドル 30,000	100.00	中国における事業投資
IWATANI CORPORATION (HONG KONG) LTD. (香港岩谷有限公司)	千香港ドル 5,000	100.00	金属製品・情報機器等の輸出入・販売

- (注) 1. 議決権比率の下段 () 内の数字は、内書きで子会社による間接所有の議決権比率であります。
 2. 連結子会社は上記の重要な子会社18社を含む108社、持分法適用会社は112社であります。なお、当連結会計年度の企業結合の成果は「(1)企業集団の事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(6) 企業集団の対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界経済の先行きや国内のエネルギーコストの高止まり、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動による影響等が懸念されるものの、政府の経済政策による個人消費や企業の生産活動の拡大、東京オリンピック開催に向けたインフラ整備の増加などにより、景気は本格的な回復に向かうものと期待されます。

また、エネルギーを取り巻く情勢については、シェールガスの生産拡大が日本のLPガス輸入にもたらす影響や、電力・ガス小売事業の全面自由化に伴う競争環境の変化が予想されます。

このような状況のもと、当社グループでは、2016年3月期を最終年度とする中期経営計画「PLAN15」を通じて、「持続的な収益力の向上」と「財務体質の強化」に取り組んでいます。

総合エネルギー事業は、M&Aを中心としたLPガス消費者戸数の拡大に継続して取り組むことで収益力の強化を図るとともに、米国からのLPガス輸入開始など戦略的なLPガスの調達による安定供給体制の確立に努めます。また、「富士の湧水」、「カセットこんろ」等の生活関連商品の拡販や直売事業の強化により、消費者に新しい価値を提案するエネルギー生活総合サービス事業の取り組みを推進します。

産業ガス・機械事業は、本格的に供給力が強化されるヘリウムに加え、高い市場シェアを持つ液化水素など当社グループの強みを活かし、国内外で事業基盤の拡大を進めます。また、海外での産業ガスや機械設備の販売拡大に加え、国内での生産・物流の合理化によるコスト削減に努めます。

マテリアル事業は、成長が見込まれる環境関連分野や東南アジア市場において、高付加価値・高機能商材の拡販を進めるとともに、資源ビジネスの収益力強化を図り、安定した収益基盤の構築に取り組みます。

自然産業事業は、食品の安全と品質管理の徹底のもと、独自技術による新商品の投入や新たな販路の開拓に取り組むことに加え、植物工場の事業化を推進するなど、事業規模の拡大に努めます。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 企業集団の主要な事業セグメント

事業セグメント	主要な商品
総合エネルギー事業	家庭用・業務用・工業用LPガス、LPガス供給機器・設備、液化天然ガス、石油製品、家庭用厨房機器、住設機器、日用品、カセットこんろ、カセットボンベ、ミネラルウォーター 他
産業ガス・機械事業	エアセパレートガス、水素、ヘリウム、その他特殊ガス、ガス供給設備、溶接材料、溶接・溶断機器、産業用機械・装置、産業用ロボット、ポンプ・圧縮機、防災設備、高圧ガス設備、半導体製造装置、電子部品製造装置、工作・板金機械、製薬・食品機械、環境関連装置 他
マテリアル事業	ステンレス、非鉄金属、機能樹脂・成型品、ディスプレイ材料、ミネラルサンド、レアアース・メタル 他
自然産業事業	冷凍食品全般、健康食品、種豚・畜産システム、農業資材・設備、食品工場衛生管理 他
その他	金融、保険、運送、倉庫、情報処理 他

(8) 主要な事業所及び基地

① 当社の主要な事業所及び基地

本社：大阪、東京

支社：北海道（札幌）、東北（仙台）、関東（さいたま）、首都圏（東京）、中部（名古屋）、近畿（大阪）、中国（広島）、九州（福岡）、シンガポール

基地：堺LPG輸入ターミナル

② 主要な子会社の事業所

岩谷瓦斯㈱（大阪）

岩谷興産㈱（大阪）

岩谷テクノ㈱（大阪）

岩谷物流㈱（大阪）

岩谷マテリアル㈱（東京）

岩谷マルキガス㈱（東京）

キンセイマテック㈱（大阪）

セントラル石油瓦斯㈱（東京）

DALIAN IWATANI GAS MACHINERY CO., LTD.（大連岩谷气体机具有限公司）（中国）

DORAL PTY LTD.（ドラール会社）（オーストラリア）

IWATANI (CHINA) LIMITED（岩谷（中国）有限公司）（中国）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前年度末比増減
総合エネルギー事業	4,418 名	+94 名
産業ガス・機械事業	1,825	△31
マテリアル事業	1,566	△61
自然産業事業	274	+4
その他	414	+12
全社（共通）	244	△2
合計	8,741	+16

(注) 1. 上記人員は就業人員であります。

2. 当連結会計年度より「総合エネルギー事業」、「産業ガス・機械事業」、「マテリアル事業」、「自然産業事業」の事業区分に変更しております。そのため、前連結会計年度末の数値を変更後の事業区分に組み替えて、比較を行っております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,204 名	△10 名	38.6 歳	14.6 年

(注) 上記人員は就業人員であり、関係会社等への出向社員190名、労働組合専従者1名及び休職者1名の合計192名を含んでおりません。

(10) 主要な借入先

① 企業集団の主要な借入先

(単位：百万円)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	32,993
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	15,143
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	11,476
株 式 会 社 り そ な 銀 行	10,533
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	9,831
農 林 中 央 金 庫	9,098
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	7,463
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	5,423

② 当社の主要な借入先

(単位：百万円)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	19,130
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	8,233
株 式 会 社 り そ な 銀 行	8,201
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	8,195
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	7,003
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	6,800
農 林 中 央 金 庫	5,797
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	5,423

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

600,000,000株

(2) 発行済株式の総数

246,385,997株 (自己株式数 4,979,031株を除く。)

(3) 株主数

22,755名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
公 益 財 団 法 人 岩 谷 直 治 記 念 財 団	千株 20,663	% 8.39
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 有 限 公 司 (信 託 口)	9,756	3.96
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	7,396	3.00
有 限 会 社 テ ツ ・ イ ワ タ ニ	6,870	2.79
株 式 有 限 公 司 三 菱 東 京 U F J 銀 行	6,680	2.71
日 本 ト ラ ス ティ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 有 限 公 司 (信 託 口)	6,120	2.48
株 式 有 限 公 司 り そ な 銀 行	5,888	2.39
イ ワ タ ニ 炎 友 会	5,235	2.12
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	5,052	2.05
岩 谷 産 業 泉 友 会	4,229	1.72

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(4,979,031株)を控除して計算しております。
 2. イワタニ炎友会は、当社と取引関係にある企業等の持株会であります。
 3. 岩谷産業泉友会は、当社従業員による持株会であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に従業員等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO	牧 野 明 次	(重要な兼職の状況) セントラル石油瓦斯㈱ 代表取締役会長 岩谷瓦斯㈱ 取締役会長 キンセイマテック㈱ 取締役
代表取締役副会長	渡 邊 敏 夫	(重要な兼職の状況) セントラル石油瓦斯㈱ 監査役 キンセイマテック㈱ 監査役
代表取締役社長	野 村 雅 男	
取 締 役 副 社 長	南 本 一 彦	管理部門管掌 (重要な兼職の状況) 岩谷興産㈱ 代表取締役社長
取 締 役 副 社 長	上 羽 尚 登	営業部門管掌 (重要な兼職の状況) イワタニガスネットワーク㈱ 代表取締役社長 IWATANI (CHINA) LIMITED 董事 (岩谷 (中国) 有限公司 取締役)
専 務 取 締 役	福 澤 芳 秋	監査部、経営企画部 各担当 (重要な兼職の状況) 岩谷瓦斯㈱ 社外監査役 岩谷興産㈱ 社外監査役
専 務 取 締 役	谷 本 光 博	総合エネルギー事業本部長、水素エネルギー部担当 (重要な兼職の状況) 岩谷マルキガス㈱ 代表取締役社長 セントラル石油瓦斯㈱ 監査役
専 務 取 締 役	牧 瀬 雅 美	産業ガス・機械事業本部長、水素エネルギー部担当 (重要な兼職の状況) エーテック㈱ 代表取締役社長
専 務 取 締 役	廣 田 博 清	業務部、広報部、総務人事部、法務部 各担当
常 務 取 締 役	渡 邊 雅 則	総合エネルギー事業本部 副事業本部長、カートリッジガス本部長

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 務 取 締 役	宮 代 正 明	マテリアル本部長、資源・新事業開発部長 (重要な兼職の状況) DORAL PTY LTD. CHAIRMAN (ドラル会社 代表取締役会長) IWATANI (CHINA) LIMITED 董事 (岩谷(中国)有限公司 取締役) IWATANI CORPORATION (HONG KONG) LTD. DIRECTOR (香港岩谷有限公司 取締役)
常 務 取 締 役	生 地 寛 行	産業ガス・機械事業本部 副事業本部長
常 務 取 締 役	舟 木 隆	総合エネルギー事業本部 副事業本部長、調達本部長 技術部、中央研究所、水素エネルギー部、環境保安部 各担当
取 締 役	岩 谷 直 樹	総合エネルギー事業本部 副事業本部長
取 締 役	太 田 晃	総務人事部長
取 締 役	間 島 寛	経営企画部長
取 締 役	竹 本 克 哉	産業ガス・機械事業本部 副事業本部長 (重要な兼職の状況) エーテック㈱ 取締役
常 勤 監 査 役	尾 濱 豊 文	
常 勤 監 査 役	種 池 寛	
社 外 監 査 役	堀 井 昌 弘	(重要な兼職の状況) さくら法律事務所 代表弁護士 東洋シャッター㈱ 社外取締役
社 外 監 査 役	内 藤 碩 昭	(重要な兼職の状況) ㈱三菱東京UFJ銀行 名誉顧問 南海電気鉄道㈱ 社外取締役

- (注) 1. 監査役尾濱豊文氏は、長年にわたり当社経営企画部門で予算統制業務等を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役内藤碩昭氏は、長年にわたり金融業務に携わっており、財務に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役堀井昌弘氏は、東京証券取引所等に独立役員として届け出ております。
2. 当事業年度中の会社役員の異動は次のとおりであります。
- 平成25年6月27日開催の第70回定時株主総会における異動就任

取締役	舟 木 隆
-----	-------
 - 退任

取締役副社長	檀 原 雅
--------	-------

3. 当事業年度中の会社役員の地位の異動は次のとおりであります。()内は従前の地位であります。

- ・平成25年4月1日付

取締役副社長（専務取締役）	上 羽 尚 登
専務取締役（常務取締役）	牧 瀬 雅 美
専務取締役（常務取締役）	廣 田 博 清
常務取締役（取締役）	生 地 寛 行
- ・平成25年6月27日付

常務取締役（取締役）	舟 木 隆
------------	-------

4. 当事業年度中の会社役員の委嘱業務（担当）の異動は次のとおりであります。

- ・平成25年4月1日付

地 位	氏 名	変 更 後 の 担 当	従 前 の 担 当
取締役副社長	檀 原 雅	社長補佐	営業部門管掌
取締役副社長	上 羽 尚 登	営業部門管掌	産業ガス・溶材本部長 水素エネルギー部担当
専務取締役	福 澤 芳 秋	監査部、経営企画部 各担当	監査部、経営企画部 各担当 情報管理担当
専務取締役	谷 本 光 博	総合エネルギー事業本部長 水素エネルギー部担当	総合エネルギー本部長 水素エネルギー部担当
専務取締役	牧 瀬 雅 美	産業ガス・機械事業本部長 水素エネルギー部担当	産業ガス・溶材本部 副本部長
専務取締役	廣 田 博 清	業務部、広報部、総務人事部、 法務部 各担当	関東、首都圏担当
常務取締役	渡 邊 雅 則	総合エネルギー事業本部 副事業本部長 カートリッジガス本部長	総合エネルギー本部 副本部長 マルキガス部長
常務取締役	生 地 寛 行	産業ガス・機械事業本部 副事業本部長	産業ガス・溶材本部 副本部長
取 締 役	岩 谷 直 樹	総合エネルギー事業本部 副事業本部長	総合エネルギー本部 副本部長
取 締 役	太 田 晃	総務人事部長	エネルギー首都圏支社長
取 締 役	間 島 寛	経営企画部長	電子・機械本部長
取 締 役	竹 本 克 哉	産業ガス・機械事業本部 副事業本部長	中部支社長

・平成25年8月1日付

地 位	氏 名	変 更 後 の 担 当	従 前 の 担 当
常務取締役	渡 邊 雅 則	総合エネルギー事業本部 副事業本部長 供給保安システム部長、カートリッジガス本部長	総合エネルギー事業本部 副事業本部長 カートリッジガス本部長

・平成25年10月1日付

地 位	氏 名	変 更 後 の 担 当	従 前 の 担 当
常務取締役	渡 邊 雅 則	総合エネルギー事業本部 副事業本部長 カートリッジガス本部長	総合エネルギー事業本部 副事業本部長 供給保安システム部長、カートリッジガス本部長

5. 当事業年度末日後の会社役員の地位の異動は次のとおりであります。()内は従前の地位であります。

・平成26年4月1日付

常務取締役(取締役)

間 島 寛

6. 当事業年度末日後の会社役員(担当)の委嘱業務(担当)の異動は次のとおりであります。

・平成26年4月1日付

地 位	氏 名	変 更 後 の 担 当	従 前 の 担 当
専務取締役	福 澤 芳 秋	社長補佐	監査部、経営企画部 各担当
常務取締役	渡 邊 雅 則	総合エネルギー事業本部 副事業本部長	総合エネルギー事業本部 副事業本部長 カートリッジガス本部長
常務取締役	間 島 寛	経営企画部長、市場・経済調査部長	経営企画部長
取 締 役	岩 谷 直 樹	総合エネルギー事業本部 副事業本部長 カートリッジガス本部長	総合エネルギー事業本部 副事業本部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	18 名	1,106 百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	174 (68)
合 計	22	1,281

(注) 1. 取締役の報酬額は年額12億円以内、また、監査役の報酬額は年額3億円以内とし、従業員兼務取締役の従業員としての職務に対する報酬を含めないものとしております。(平成24年6月26日開催の第69回定時株主総会決議)

2. 報酬等の総額には、当事業年度に係る役員賞与372百万円(取締役17名に対する328百万円、監査役4名に対する44百万円(うち社外監査役2名に対する16百万円))を含んでおります。

3. 取締役の報酬等の総額には、従業員兼務取締役の従業員給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	関係
監査役	堀井昌弘	さくら法律事務所	代表弁護士	顧問法律事務所
		東洋シヤッター(株)	社外取締役	特別の関係はありません
監査役	内藤碩昭	(株)三菱東京UFJ銀行	名誉顧問	主要な取引金融機関
		南海電気鉄道(株)	社外取締役	特別の関係はありません

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
監査役	堀井昌弘	17回開催した取締役会に16回、13回開催した監査役に13回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜、意見の表明を行いました。
監査役	内藤碩昭	17回開催した取締役会に16回、13回開催した監査役に13回出席し、長年にわたる大会社の経営経験に基づき、適宜、意見の表明を行いました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

78 百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

97 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、岩谷瓦斯(株)、キンセイマテック(株)、セントラル石油瓦斯(株)、DALIAN IWATANI GAS MACHINERY CO.,LTD. (大連岩谷气体机具有限公司)、DORAL PTY LTD. (ドラル会社)、IWATANI (CHINA) LIMITED (岩谷(中国)有限公司)及びIWATANI CORPORATION(HONG KONG)LTD. (香港岩谷有限公司)は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、国際財務報告基準に関する専門的見地からの助言の提供などを委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に重大な支障がある場合等、その必要があると判断した時には、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的事項とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当すると判断した時には、解任する方針です。

6. 会社の体制及び方針に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、創業以来、「世の中に必要な人間となれ、世の中に必要なものこそ栄える」を企業理念として掲げ、常に世の中が求める新しい価値、お客様が求める価値の創造に努め、社会に貢献することを目指しています。

株主様、お取引先様、従業員などからの信頼と期待に応えることが、会社繁栄の絶対条件と考え日々の事業経営に取り組んでおります。

この企業理念を踏まえ、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制システム基本方針を定め、業務の適正を確保するための体制を構築・運用しております。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、会社の業務執行を適正かつ健全に行うため、実効性ある内部統制システムと遵法体制の構築・運用に努めております。監査役会は、課題の早期発見と是正に向けて、会社の業務執行を監視しております。

また、当社グループの事業活動における遵法体制の徹底、強化のために、「コンプライアンス委員会」を設置し、法令遵守の徹底を図っております。さらに、あらゆる事業活動の局面においてグループの経営者、従業員が遵守すべき規範を制定し、経営理念や倫理観・価値観を共有することで、コンプライアンス意識の向上を図っております。

財務報告の信頼性確保に向けては、金融商品取引法及び関係法令に基づき基本的計画及び方針を定め、グループ企業全体で十分な体制の構築と適切な運用に努めております。

市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で対処することを行動指針として制定するとともに、平素より対応統括部署を定め外部専門機関と連携し、不当要求への対応、反社会的勢力に関する情報収集を行っております。

- ② **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、取締役会・経営会議等の議案書・議事録、その他その職務の執行に係る情報を法令・社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、かつ管理しております。
- ③ **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
損失の危険の管理体制として、社長直轄の組織として「危機管理委員会」を設置し、グループ企業全体のリスクを統合的に管理しております。当委員会の傘下には、コンプライアンス、工場保安等の想定される主要なリスクに対応する個別委員会を設け、顕在ないし潜在する企業危機への総合的な対応を行っております。
- ④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
取締役の職務の執行を効率的に行うために執行役員制度を導入し、経営の意思決定の迅速化と権限の委譲を進めることにより、取締役会のもつ企業戦略の意思決定機能及び監督機能を強化し、より効率的な経営を推進しております。
また、職務分掌に係る規程、決裁に係る規程に基づき、職務の執行の効率化を図り、併せて基幹系情報システムの活用により、経営資源の統合的な管理と全社的な業務の効率化に取り組んでおります。
- ⑤ **当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
グループ企業に対しては、規程を設け経営の重要事項に関する事前承認事項やその他の事業活動の報告事項を定め、業務の適正を確保するとともに、事業活動の行動規範として「イワタニ企業倫理綱領」を制定し、周知徹底することで、グループ全体のコンプライアンス意識の向上を図っております。
また、社長直轄の組織として「監査部」を設置し、監査役会と密接な関係・連携を持って内部監査を定期的実施し、グループ全体の事業活動が適正かつ効率的に行われているかどうかを監査しております。
- ⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
専任の監査役担当を配置し、監査役の補助者及び監査役会の事務局として、監査業務や監査役会の運営を補助しております。
- ⑦ **監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項**
監査役担当の人事については、監査役会の意見を尊重した上で決定することとし、取締役からの独立性を確保しております。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、経営会議で決議された事項、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、その他監査役にその職務遂行上報告する必要があると判断した事項を報告しております。

また、監査役は会計監査人から会計監査内容につき説明を受ける等、情報の交換を行っております。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役が全ての取締役会・経営会議などの重要な会議に出席することに加え、監査役及び監査役会は、代表取締役並びに会計監査人とそれぞれ定期的に会合を持つことで、会社の業務執行を監査する上での実効性を高めております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（概要）

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の向上・株主共同の利益の実現に資する者が望ましいと考えますが、最終的には株主の皆様から判断に委ねられるべきと考えます。

また、当社は金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値の向上ひいては株主共同の利益の実現に資するものである限り、否定的な見解を有するものではありません。

ただし、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なう又は損なう恐れの高い株式等の大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。このため、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、不適切な株式等の大規模買付提案に対する一定の備えを設けるとともに、株式等の大規模買付提案について株主の皆様が判断をされるために必要な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えます。

② 基本方針実現のための取り組み

(イ) 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、上記基本方針の実現に資する取り組みとして、グループを挙げて中期経営計画「PLAN15」に取り組み、経営目標である「持続的な収益力の向上」と「財務体質の強化」の推進を通じて、企業価値の向上に努めております。

具体的には、これまでに培ってきた事業基盤を更に強化することで継続的な利益の拡大及びROA（総資産経常利益率）の向上を図るとともに、投資の吟味と投資効率の改善による有利子負債の削減及び有利子負債依存度の改善を目指しております。

また、中期経営ビジョンとして、以下の4つのビジョンを掲げております。

①収益構造の着実な強化

当社グループの飛躍に向けて、基幹事業の収益構造を強化します。具体的には、LPガス事業における全国規模の事業展開による顧客基盤や、産業ガス・機械事業における液化水素・ヘリウムの供給力など、各事業の強みをより強くするとともに、事業構造を見直し、事業環境の変化に対応した強固な収益基盤を構築します。

②東南アジア市場での成長

成長著しい東南アジアの新興国市場において、当社グループのネットワークを活用し、産業ガス、機械設備、ならびに樹脂・金属等の原材料及び加工品など、新たなビジネスを構築することで事業基盤を拡大します。

③技術力の強化

新設の中央研究所が中心となり、水素ステーション及び燃料電池車の普及拡大を支える技術的基盤の更なる強化に取り組むことに加え、ガス利用技術の新規開発、顧客の技術的課題の解決等、当社グループの競争力向上に資する技術力を強化し、「技術のイワタニ」としての当社グループの存在感を高めます。

④グループ経営の強化

世の中に必要とされる企業としてさらに成長するため、CSR経営を推進するとともに、グローバルな事業展開への対応や、効果的な連結経営の追求などにより、グループの成長を支える機能・体制を充実させます。

長期的には、水素エネルギー社会の実現に向けて、水素を中心とするクリーンエネルギーの供給や、エネルギーの効率的な利用促進により環境負荷を抑え、持続的な社会の発展に貢献したいと考えております。

また、当社の利益配分に関する基本方針につきましては、安定的な配当により株主の皆様へ還元すると同時に、持続的な成長に繋げるための投資等に活用し、企業価値の最大化を図ることで株主の皆様のご期待に応えて参ります。

当社はこれらの取り組みを着実に実行し、「世の中に必要とされる企業」であり続けることにより、当社グループの企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の実現に資することができるものと考えております。

(ロ) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成23年6月24日開催の第68回定時株主総会において株主の皆様への承認をいただき、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を一部変更の上で継続いたしました。概要は以下のとおりです。

a) 独立委員会の設置

取締役会の恣意的な判断を排し、判断の客観性、合理性を担保することを目的として、取締役会から独立した諮問機関である独立委員会を設置しております。

b) 対象となる大規模買付行為

当社が発行する株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付行為を対象とします。

c) 必要情報の提供

当社取締役会は、大規模買付者より、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報の提供を受けます。また、提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供します。

d) 取締役会評価期間

当社取締役会は、必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、若しくは必要情報が十分に揃わない場合であっても回答期限に到達した場合には、速やかに開示します。また、60日間又は90日間の評価期間（最大30日間の延長が可能）を設定し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討を行います。

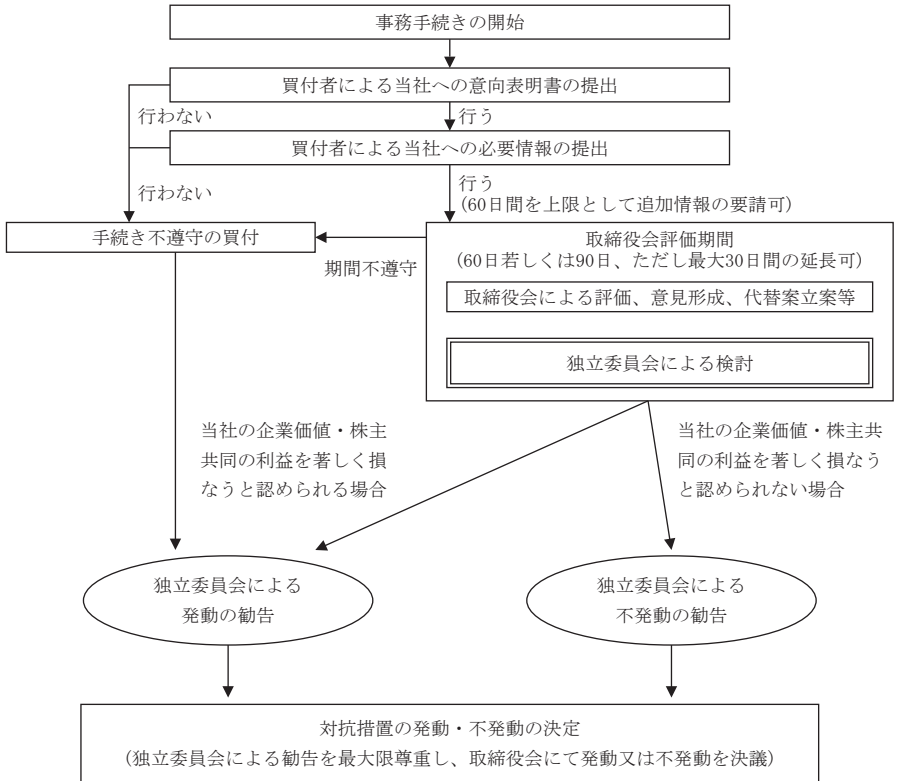
- e) 対抗措置の発動を勧告する場合
独立委員会は、取締役会評価期間内に当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に関する勧告を行います。
- i) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告
独立委員会は、大規模買付者が手続きを遵守しなかった場合、または、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型に該当する場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。
- ii) 対抗措置の不発動を勧告する場合
i)に定める場合を除き、独立委員会は、対抗措置の不発動を勧告します。
- f) 取締役会の決議
当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行います。
- g) 対抗措置の具体的内容
大規模買付者のみが行使できない新株予約権を、株主へ無償で割当てることを対抗措置とします。
- h) 有効期間、変更及び廃止
本買収防衛策の有効期間は、平成26年6月開催予定の定時株主総会終結の時までです。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において変更又は廃止の決議がなされた場合には、その時点で変更又は廃止されます。また、当社取締役会により廃止の決議がなされた場合には、その時点で廃止されるものとします。

なお、平成26年6月27日開催の第71回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、本買収防衛策を継続することを決定しております。詳細につきましては、株主総会参考書類の第4号議案「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件」をご覧ください。

i) 買収防衛策の手続き

買収防衛策の手続きに関するフローの概要は以下のとおりです。

買収防衛策の手続きに関するフロー図



本買収防衛策の詳細については、当社ウェブサイト (<http://www.iwatani.co.jp/>) をご覧ください。

③ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画等の各施策及び本買収防衛策の導入は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的を持って実施されているものであり、基本方針に沿うものです。

また、本買収防衛策は、導入において株主総会の承認を受けていること、取締役会から独立した独立委員会が対抗措置の発動の是非を勧告すること、対抗措置の発動要件が合理的・客観的であり取締役会による恣意的な発動を防ぐ仕組みとなっていること、並びに、株主総会又は取締役会により廃止できることなどにより、合理性が担保されており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注)本事業報告中に記載しております数字は、金額及び株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他比率等は四捨五入により表示しております。
なお、本事業報告中の記載金額における消費税等の扱いは、税抜方式によっております。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
流動資産	201,495	流動負債	205,206
現金及び預金	20,995	支払手形及び買掛金	103,401
受取手形及び売掛金	121,074	短期借入金	45,902
商品及び製品	39,204	1年内返済予定の長期借入金	24,151
仕掛品	2,614	リース債務	777
原材料及び貯蔵品	3,520	未払法人税等	7,038
繰延税金資産	3,251	賞与引当金	4,484
その他の	11,612	その他	19,451
貸倒引当金	△778		
		固定負債	105,954
固定資産	214,724	社債	8,000
有形固定資産	132,436	長期借入金	79,278
建物及び構築物	28,867	リース債務	2,990
貯蔵設備	4,275	繰延税金負債	3,093
機械装置及び運搬具	27,311	役員退職慰労引当金	1,190
工具、器具及び備品	10,449	退職給付に係る負債	5,243
土地	55,735	負ののれん	166
リース資産	3,585	その他	5,991
建設仮勘定	2,211		
		負債合計	311,161
無形固定資産	16,917	純資産の部	
のれん	14,027	株主資本	89,025
その他	2,890	資本金	20,096
		資本剰余金	18,042
投資その他の資産	65,369	利益剰余金	52,339
投資有価証券	49,971	自己株式	△1,452
長期貸付金	322		
退職給付に係る資産	4,436	その他の包括利益累計額	7,700
繰延税金資産	2,731	その他有価証券評価差額金	6,492
その他の	8,731	繰延ヘッジ損益	55
貸倒引当金	△824	為替換算調整勘定	1,207
		退職給付に係る調整累計額	△55
		少数株主持分	8,332
		純資産合計	105,058
資産合計	416,219	負債純資産合計	416,219

連結損益計算書

〔平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで〕

(単位：百万円)

項 目	金 額	703,923
売上高		557,130
売上原価		146,792
販売費及び一般管理費		128,274
営業利益		18,518
営業外収益		
受取利息	238	
受取配当	514	
為替差益	711	
のれん償却	114	
のれんによる投資利益	769	
その他	1,842	4,191
営業外費用		
支払利息	2,179	
支払引当	492	
その他	779	3,451
特別利益		19,258
固定資産売却益	115	
投資有価証券売却益	261	
出資の売却益	12	
補助金の発生	172	
特別損失	500	1,061
固定資産売却損	30	
固定資産除却損	303	
減価償却損	674	
投資有価証券売却損	38	
投資有価証券評価損	7	
出資の金評価損	120	
関係員会社整理損	5	
役員退職慰労金	5	
段階取得に係る差損	8	
固定資産圧縮損	500	
厚生年金基金脱退等損失	322	
税金調整前当期純利益		2,017
法人税、住民税及び事業税	9,900	18,302
法人税等調整額	△2,723	7,177
少数株主調整前当期純利益		11,125
少数株主利益		658
当期純利益		10,466

連結株主資本等変動計算書

〔平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	20,096	18,042	43,637	△1,409	80,367
当期変動額					
剰余金の配当			△1,725		△1,725
当期純利益			10,466		10,466
自己株式の取得				△42	△42
連結範囲の変動			△40		△40
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	8,701	△42	8,658
当期末残高	20,096	18,042	52,339	△1,452	89,025

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	4,251	148	△1,646	－	2,754	7,781	90,903
当期変動額							
剰余金の配当							△1,725
当期純利益							10,466
自己株式の取得							△42
連結範囲の変動							△40
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,240	△93	2,853	△55	4,945	551	5,496
当期変動額合計	2,240	△93	2,853	△55	4,945	551	14,155
当期末残高	6,492	55	1,207	△55	7,700	8,332	105,058

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

(イ) 連結子会社の数 108社

(ロ) 主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社の名称については、事業報告中「1. 企業集団の現況に関する事項(5)重要な親会社及び子会社の状況②重要な子会社の状況」に記載しております。

なお、当連結会計年度に連結子会社が8社増加し、5社減少しました。増加については、重要性が増したことにより、新たに連結の範囲に含めたものです。減少については、2社は連結子会社との合併、3社は清算によるものです。

(2) 主要な非連結子会社名及び連結の範囲から除いた理由

㈱上田商店ほか非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産の合計額、売上高の合計額、当期純損益の合計額(持分に見合う額)及び利益剰余金等の合計額(持分に見合う額)は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なり、決算日の差異が3ヶ月を超えないため、当該子会社の計算書類を使用している子会社は次のとおりであります。

連 結 子 会 社 名	決 算 日
DALIAN IWATANI GAS MACHINERY CO., LTD. (大連岩谷气体机具有限公司)	12月末日
そ の 他 の 海 外 子 会 社 24社	12月末日

(4) 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社のうち子会社としなかった会社名と理由

該当事項はありません。

(5) 支配が一時的であると認められること等により、連結の範囲から除かれた子会社の財産又は損益に関する事項

該当事項はありません。

(6) 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した会社名と数

イワタニ福岡ガスセンター(株)等非連結子会社65社、日鉱液化ガス(株)等関連会社47社、合計112社の投資については持分法を適用しております。

なお、当連結会計年度に持分法適用会社が10社増加し、8社減少しました。増加については、6社は重要性が増したことにより、新たに持分法適用の範囲に含めたもの、2社は株式購入、2社は新規設立によるものです。

減少については、4社は重要性が増したことにより、新たに連結の範囲に含めたもの、2社は連結子会社との合併、1社は清算、1社は株式譲渡によるものです。

(2) 持分法を適用しない会社名と理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の主要な会社は次のとおりであります。

甲賀協同ガス(株)

静岡ガスセンター(株)

大阪マルキガス(株)

これらの非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社等のうち関連会社としなかった会社名と理由

該当事項はありません。

(4) 持分法の適用の手続きについて特に記載すべき事項

決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

1) 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

2) その他有価証券

・ 時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）

・ 時価のないもの……………移動平均法による原価法

(ロ) デリバティブ……………時価法

(ハ) たな卸資産

通常の販売目的で保有する

たな卸資産……………評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

1) 商品

主として先入先出法

ただし、販売用不動産は個別法

2) 製品・仕掛品・原材料・貯蔵品

主として移動平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産……………主として定率法

(リース資産を除く)

ただし、以下のものは定額法

1) 当社の堺LPG貯蔵基地に係る有形固定資産

2) 一部の連結子会社の高圧ガス製造設備等

3) 平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）

(ロ) 無形固定資産……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(ハ) リース資産

所有権移転外

ファイナンス・リース……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前及びリース契約1件あたりのリース料総額が3百万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(ニ) 長期前払費用……………均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金……………売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額を計上しております。

(ハ)役員退職慰労引当金……………一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(イ)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

会計基準変更時差異は、14年による按分額を費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12～14年）による定額法により按分した額を費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12～14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(ロ)重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を、金利スワップについては特例処理を採用しております。

(ハ)のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれんについては、発生の連結会計年度より10年以内で均等償却を行っております。

(ニ)消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(ホ)連結計算書類に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務及び年金資産の額に基づき算定された額を退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、その他の包括利益累計額が55百万円減少しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

債務の担保に供している資産は次のとおりです。

(差入資産の種類)

建物及び構築物	3,392百万円	(2,597百万円)
貯蔵設備	256 "	(256 ")
機械装置及び運搬具	1,489 "	(1,489 ")
工具、器具及び備品	44 "	(44 ")
土地	6,355 "	(3,618 ")
投資有価証券	589 "	(- ")
合計	12,127百万円	(8,006百万円)

(債務の種類)

支払手形及び買掛金	565百万円	(-百万円)
短期借入金	2,740 "	(2,255 ")
長期借入金	5,576 "	(3,716 ")
(1年内返済予定分を含む)		
合計	8,882百万円	(5,972百万円)

※上記のうち、()内は、内数で工場財団抵当(工場抵当を含む)に供されている資産並びに当該債務を表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 178,246百万円

3. 圧縮記帳額

国庫補助金等による圧縮記帳額は500百万円であり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。なお、内訳は次のとおりです。

建物及び構築物	31百万円
機械装置及び運搬具	453 "
工具、器具及び備品	11 "
ソフトウェア	3 "
(無形固定資産「その他」)	
合計	500百万円

4. 保証債務

下記の関係会社等の金融機関からの借入等に対し、次のとおり債務保証を行っております。

(関係会社)

イワタニ S I G 会社	288百万円
南大阪いづみ運輸(株)	209 "
蘇州金生機能材料有限公司	65 "
大阪いづみ運輸(株)	9 "
エアケミ運輸(株)	8 "
その他の1社	4 "
小計	585百万円
(ローン関係)	
住宅ローン	5百万円
小計	5百万円
合計	591百万円

5. 受取手形裏書譲渡高及び手形債権流動化に伴う遡及義務額

受取手形裏書譲渡高	41百万円
手形債権流動化に伴う遡及義務額	886百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	251,365,028	—	—	251,365,028

2. 自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	5,255,904	89,593	2,566	5,342,931

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加	43,028株
持分法適用会社が取得したこと等による 自己株式（当社株式）の当社帰属分の増加	46,565株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

持分法適用会社が処分したこと等による 自己株式（当社株式）の当社帰属分の減少	2,566株
---	--------

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成25年 6月27日 定時株主総会	普通株式	1,725	7	平成25年 3月31日	平成25年 6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成26年6月27日開催予定の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	1,724	7	平成26年 3月31日	平成26年 6月30日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金の運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金及び社債の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、このうち一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を利用して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは社内管理規程に従い実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	20,995	20,995	—
(2) 受取手形及び売掛金	121,074	121,074	—
(3) 投資有価証券			
①満期保有目的の債券	1,000	1,000	0
②その他有価証券	29,631	29,631	—
③関係会社株式	4,271	3,798	(473)
資産 計	176,974	176,501	(472)
(1) 支払手形及び買掛金	103,401	103,401	—
(2) 短期借入金	45,902	45,902	—
(3) 社債	8,000	8,000	0
(4) 長期借入金	103,429	103,774	344
負債 計	260,733	261,078	344
デリバティブ取引※			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	(11)	(11)	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	100	69	(31)
デリバティブ取引 計	89	58	(31)

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金
これらは、すべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券
株式は取引所の価格によっており、債券は割引現在価値によって算定した価格によっております。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金
これらは、すべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 社債
元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (4) 長期借入金
元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

取引の対象物の種類ごとに、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,616
関係会社株式	11,648
関係会社出資金	1,802

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	393円	15銭
1株当たり当期純利益	42円	53銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
流動資産	127,912	流動負債	141,216
現金及び預り金	8,396	支払掛手形	13,172
受取掛手形	12,035	買掛金	68,439
売掛金	72,163	短期借入金	25,163
前払金	40	1年内返済予定の長期借入金	17,550
前払費用	27,135	リース負債	194
繰上金	2,003	未払金	8,940
繰上費用	525	未払費用	400
繰上税金資産	1,851	未払法人税等	3,806
繰上税金負債	1,424	前払受取金	898
繰上税金資産	2,442	前受取金	128
繰上税金負債	△107	前受取引当金	10
		賞与引当金	1,882
		その他の引当金	627
固定資産	159,773	固定負債	76,724
有形固定資産	62,269	社債	8,000
建物	11,614	長期借入金	63,500
構築物	1,829	リース負債	636
機械及び装置	2,001	繰延税金負債	2,732
車両運搬具	5,121	退職給付引当金	792
工具、器具及び備品	20	資産除去負債	73
土壌	1,121	繰上金の引当金	990
リース資産	38,355		
建設仮勘定	824		
	1,379		
無形固定資産	735	負債合計	217,941
営業用権利	9	純資産の部	
借入金	48	株主資本	63,569
ソフトウエア	556	資本金	20,096
その他の資産	6	資本剰余金	18,010
その他	115	資本準備金	5,100
		その他資本剰余金	12,910
投資その他の資産	96,768	利益剰余金	26,803
投資有価証券	29,924	その他利益剰余金	26,803
関係会社株	37,812	固定資産圧縮積立金	382
関係会社出資	21	繰越利益剰余金	26,420
関係会社出資金	8,848	自己株式	△1,341
長期貸付金	5		
関係会社長期貸付金	12,661	評価・換算差額等	6,175
破産更生債権等	690	その他有価証券評価差額金	6,097
長期前払費用	191	繰延ヘッジ損益	77
前払金の他	4,003		
繰上金の他	3,361		
繰上税金負債	△751	純資産合計	69,744
資産合計	287,685	負債純資産合計	287,685

損 益 計 算 書

〔平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで〕

(単位：百万円)

項 目	金 額	額
売上高		503,535
売上原価		443,062
売上総利益		60,473
販売費及び一般管理費		54,047
営業利益		6,425
営業外収益		
受取利息	251	
受取配当金	2,360	
為替差益	794	
その他	872	4,278
営業外費用		
支払利息	876	
社債上乗割	173	
その他	459	
経常利益	628	2,137
特別利益		8,566
固定資産売却益	13	
投資有価証券売却益	49	
補助金収入	250	312
特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産除却損	84	
減損	247	
投資有価証券売却損	34	
投資有価証券評価損	0	
固定資産圧縮損	250	621
税引前当期純利益		8,258
法人税、住民税及び事業税	4,833	
法人税等調整額	△2,383	2,449
当期純利益		5,808

株主資本等変動計算書

〔平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本 合 計
	資本金	資 本 剩 余 金			利 益 剩 余 金			自己株式	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剩 余 金	資 本 剩 余 金 合 計	そ の 他 利 益 金		利 益 剩 余 金 合 計		
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剩 余 金			
当期首残高	20,096	5,100	12,910	18,010	400	22,318	22,719	△1,320	59,505
当期変動額									
剰余金の配当						△1,725	△1,725		△1,725
当期純利益						5,808	5,808		5,808
固定資産圧縮積立金の取崩					△18	18	—		—
自己株式の取得								△20	△20
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	△18	4,102	4,083	△20	4,063
当期末残高	20,096	5,100	12,910	18,010	382	26,420	26,803	△1,341	63,569

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合 計	
当期首残高	4,081	149	4,230	63,736
当期変動額				
剰余金の配当				△1,725
当期純利益				5,808
固定資産圧縮積立金の取崩				—
自己株式の取得				△20
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,016	△71	1,944	1,944
当期変動額合計	2,016	△71	1,944	6,008
当期末残高	6,097	77	6,175	69,744

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

(イ) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

(ロ) 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

(ハ) その他有価証券

・時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………時価法

(3) たな卸資産

通常の販売目的で保有する

たな卸資産……………評価基準は原価法（収益性の低下による簿価
切下げの方法）

商品

先入先出法

ただし、販売用不動産は個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）

ただし、以下のものは定額法

(イ) 堺LPG貯蔵基地に係る有形固定資産

(ロ) 平成10年4月1日以降取得した建物

（建物附属設備を除く）

(2) 無形固定資産……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) リース資産
所有権移転外

ファイナンス・リース……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前及びリース契約1件あたりのリース料総額が3百万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用……………均等償却

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

会計基準変更時差異は、14年による按分額を費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取り扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を、金利スワップについては特例処理を採用しております。

(2) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 計算書類に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において、「投資その他の資産」の「長期貸付金」に含めていた「関係会社長期貸付金」は、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしました。なお、前事業年度の「投資その他の資産」の「関係会社長期貸付金」の金額は12,575百万円であります。

また、前事業年度において、「投資その他の資産」に区分掲記していた「敷金」(当事業年度は2,665百万円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

債務の担保に供している資産は次のとおりです。

(差入資産の種類)

建	物	292百万円
構	築	737 "
貯	蔵	249 "
機	械	728 "
土	地	841 "
合	計	2,849百万円

※上記の資産はすべて工場財団抵当に供されております。

(債務の種類)

長	期	借	入	金	1,320百万円
(1年内返済予定分を含む)					

2. 有形固定資産の減価償却累計額 67,388百万円

3. 圧縮記帳額

国庫補助金等による圧縮記帳額は250百万円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。なお、内訳は次のとおりです。

建物	0百万円
機械及び装置	237 "
工具、器具及び備品	11 "
ソフトウェア	1 "
合 計	250百万円

4. 保証債務

下記の関係会社の金融機関からの借入等に対し、次のとおり債務保証を行っております。

(関係会社)

山ロリキッドハイドロジェン株	2,500百万円
ド ラ ー ル 会 社	2,075 "
富 士 の 湧 水 株	240 "
合 計	4,815百万円

5. 手形債権流動化に伴う遡及義務額 886百万円

6. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務で、区分掲記されたもの以外は次のとおりであります。

短期金銭債権	26,266百万円
長期金銭債権	1,025百万円
短期金銭債務	14,175百万円
長期金銭債務	273百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高	132,852百万円
仕 入 高	71,466百万円
その他の営業取引高	20,283百万円
営業取引以外の取引高	4,774百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	4,936,003	43,028	—	4,979,031

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 43,028株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	255百万円
賞与引当金	670 "
未払事業税	289 "
投資有価証券評価損	271 "
関係会社株式評価損	66 "
土地評価損	100 "
減損損失	550 "
不動産信託解約損	383 "
その他	2,587 "

繰延税金資産小計 5,175百万円

評価性引当額 △1,471百万円

繰延税金資産合計 3,703百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△3,164百万円
固定資産圧縮積立金	△211 "
その他	△1,635 "

繰延税金負債合計 △5,011百万円

繰延税金負債純額 △1,307百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった
主な項目別の内訳

法定実効税率	38.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.1〃
評価性引当額の増減	△1.6〃
住民税均等割	0.6〃
その他	△2.4〃
<hr/>	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.7%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.0%から35.6%に変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、各種高圧ガスの供給設備及び製造設備（機械及び装置）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リース

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(3) リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(イ) 取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
貯 蔵 設 備	22	20	1
機 械 及 び 装 置	292	223	68
車 両 運 搬 具	192	186	5
工具、器具及び備品	107	93	14
合 計	614	524	89

なお、取得価額相当額の算定は、支払利子込み法によっております。

(ロ) 未経過リース料相当額

1 年 内 49百万円

1 年 超 40 "

合 計 89百万円

なお、未経過リース料相当額の算定は、支払利子込み法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年 内 1,915百万円

1 年 超 7,595 "

合 計 9,510百万円

関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	岩谷住建(株)	—	建物の賃借等	建物の賃借等	33	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社の消費税等の処理方法は、税抜方式によっているため、取引金額には消費税等は含めておりません。
2. 商品の販売、購入、工場の賃借及びその他委託業務等について、価格その他の取引条件は、一般取引条件を参考に契約により決定しております。
3. 当社取締役岩谷直樹の近親者が議決権の85%を直接所有している会社でありましたが、当事業年度中に議決権の過半数を所有しなくなったことにより関連当事者に該当しなくなりました。
上記の取引金額は関連当事者に該当した期間の取引を記載しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	283円	7銭
1株当たり当期純利益	23円	57銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月19日

岩谷産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊與政 元 治 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 横 井 康 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 安 田 智 則 [Ⓔ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岩谷産業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岩谷産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月19日

岩谷産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊與政 元 治 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 横 井 康 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 安 田 智 則 [Ⓔ]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岩谷産業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、他の監査役、内部監査部門、その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月27日

岩谷産業株式会社 監査役会

常勤監査役 尾 濱 豊 文 ㊟

常勤監査役 種 池 寛 ㊟

社外監査役 堀 井 昌 弘 ㊟

社外監査役 内 藤 碩 昭 ㊟

以 上

MEMO

MEMO